

加入者のための

私学共済 ブック

2026



日本私立学校振興・共済事業団

あなたと家族の未来を支える

共済定期保険

加入者が死亡・入院及び休業等をした場合の公的保障制度を補完する制度です。
6万人を超える加入者及びそのご家族が加入しています（令和7年4月1日現在）。
私学共済制度のスケールメリットを生かした手頃な保険料で加入できます（1年更新の団体保険）

家族年金コース

医療保障 コース	医療費支援 コース	3大疾病 保障コース	長期休業 補償コース
-------------	--------------	---------------	---------------

各制度内容等の詳細は、私学共済ホームページ掲載のパンフレットを参照してください。

【問い合わせ先】 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
福祉部貯金・貸付課貯金係 ☎ 03(3813)5321（代表）
共済定期保険専用ダイヤル ☎ 0120(716)267（平日9時～17時15分）

申込期間等は
本誌P.43・44
に掲載

より豊かな生活設計

積立共済年金

（拠出型企業年金保険（Ⅱ））

加入者が在職中に積み立てた資金を原資として、
退職（脱退）後に年金や一時金を受け取ることができる、公的年金を補完する制度です。

税制適格コース

個人年金保険料控除の対象です

自由選択コース

一般の生命保険料控除の対象です

申し込みにあたっては、所定のパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）を必ずお読みください。
事務幹事引受保険会社：第一生命保険株式会社

【問い合わせ先】 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
福祉部貯金・貸付課貯金係 ☎ 03(3813)5321（代表）（平日9時～17時15分）

臨時に資金が必要になったら…

加入者貸付制度 をご利用ください

貸付利率	一般、教育、結婚、住宅、医療・介護貸付・・・変動利率 災害貸付・・・固定利率
手数料・担保不要	申し込み時・繰上返済時の手数料が無料！ 担保・保証人も不要！
団体信用生命保険	住宅貸付を申し込む際には、死亡・高度障害になった場合に保険金で貸付金残高を充当し完済させる団体信用生命保険に加入できます。

現在の利率は私学共済ホームページを参照してください。

【問い合わせ先】 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
福祉部貯金・貸付課貸付係 ☎ 03(3813)5321（代表）（平日9時～17時15分）

はじめに

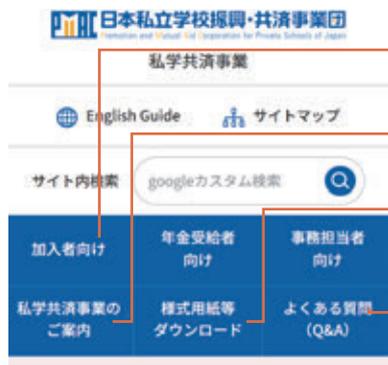
本誌は、私学共済制度のあらましや共済事業についてまとめたものです。私学共済ホームページとともにご活用ください。

なお、内容については令和7年11月1日現在で作成していますが、すでに法律改正、取り扱い変更等が決まっている事項についても一部掲載しています。

日本私立学校振興・共済事業団

私学共済ホームページをご活用ください

- ① 各事業や宿泊施設のご案内など、本誌でご紹介している内容の詳細を掲載しています。



The screenshot shows the website's navigation menu with the following callouts:

- 加入者向けページ**
加入者向け情報をまとめた専用ページです。
- 私学共済事業のご案内**
共済事業の内容を掲載しています。
- 様式用紙等ダウンロード**
各種届け出、請求等に利用する様式用紙等を掲載しています。
- よくある質問 (Q&A)**
問い合わせの多い質問とその回答を掲載しています。疑問点の解消にご活用ください。

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



私学共済HP

- ② 加入者等の利用割引・補助対象である契約施設一覧を掲載しています。用途や都道府県ごとに絞り込み検索を行うことができます。
- ③ 加入者等の皆様に知っていただきたい最新情報をまとめた加入者向広報「共済だより レター」デジタル版を年4回掲載しています。



契約施設検索



共済だより
レター

わたしたちと 私学共済

私学共済制度とは	03
「審査請求」という制度	04
加入者となる人	04
標準報酬月額の設定と改定	07
標準賞与額の設定	07
3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例（養育特例）	07
被扶養者になるには	08
被扶養者でなくなったとき	09
加入者資格を喪失するとき	09
掛金等のしくみ	11

病気やケガなどをしたときの 短期給付

短期給付とは	13
加入者や被扶養者が病気やケガをしたとき	13
交通事故などに遭ったとき	16
短期給付で使用する受給者証や認定証など	16
結婚したとき	17
出産したとき	17
死亡したとき	17
休業して報酬が減額されたとき	18
水害・地震・火災などの被害に遭ったとき	18
退職してからも受けられる短期給付	19
医療費等にかかる情報提供	19
請求はお早めに！	20

退職後の生活を支える 年金等給付

公的年金のしくみ	21
私学事業団が支給する年金等給付の種類	22
老齢給付	23
障害給付	26
遺族給付	27
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金	29
その他	30
「ねんきん定期便」の送付	32
「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付	32

日常生活をより豊かに、より健康に 福祉事業

福祉事業とは	33
保健事業	33
医療事業	40
直営宿泊施設	41
私学メンバーズカード	42
積立貯金	43
積立共済年金	43
共済定期保険	44
貸付事業	44



相談窓口をご利用ください	46
こんなときはこんな手続きを！&標準処理期間	47

わたしたちと 私学共済

私学共済制度とは

- 共済制度は、同じ職場の人同士がお金を出し合い、国や事業主（学校等）がこれに協力して、病気や老後の不安などに対し、健康で安心して働くことができる環境を築く相互扶助制度です。
- 私学共済制度は、私立の学校等で働く教職員（加入者とその被扶養者）を対象に、健康保険にあたる短期給付、厚生年金の給付等を行う年金等給付、健康保持増進及び日常生活を援助する福祉事業の三事業を行うものです。教職員の福利厚生を図り、もって私学振興に資することを目的として、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」といいます）が管掌し、運営しています。
- 私学共済制度に加入すると、給与や賞与から掛金等を払い、次のような給付や事業を利用することができます。

短期給付事業：加入者とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業（被扶養者を除きます）、災害などに対する給付

年金等給付事業：加入者が一定の年齢になったとき、障害の状態になったとき、死亡したときなどの、加入者や遺族に対する年金や一時金の給付

福祉事業：加入者とその被扶養者の福祉向上を図るための、健康保持増進の事業、病院・会館（ガーデンパレス）・宿泊所・保養所等の利用、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の加入、資金の貸付けなどの福利厚生事業

- 私学共済制度の事業の財源は、加入者や学校等からの掛金等の他、年金等給付事業について、国からは基礎年金拠出金等に対する補助、都道府県からは私学振興の重要性にかんがみ原則として標準報酬月額に対し100分の0.8相当額の補助を受けています。

「審査請求」という制度

審査請求とは、私学事業団が行った次の決定・処分に対して、加入者等が異議のある場合にその不服を申し出ることができる制度です。共済審査会に対し、文書又は口頭で行政不服審査法による審査請求をすることができます。

- ① 加入者の資格もしくは給付に関する決定
- ② 第4号厚生年金被保険者の資格もしくは保険給付に関する処分
- ③ 掛金等その他私学共済法及び第4号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収
- ④ 加入者期間の確認
- ⑤ 第4号厚生年金被保険者に係る国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査
- ⑥ 学校法人等に対する共済掛金等の滞納処分

ただし、上記以外の事項、例えば、立法政策上の事項、標準報酬・賞与の決定に関する事項、その他事務取り扱い上の事項などについては、審査請求をすることはできません。

なお、審査請求できる期間は、処分を知った日から起算して3か月以内です。

加入者となる人

学校法人等に使用され報酬を受け、加入者となる一定の要件を満たす教職員は、私学共済制度の加入者にならなければなりません。学校法人等に採用された日から加入者となり、各種の給付等を受けることができます。

加入者となる要件は、「通常の加入者」と「短時間労働加入者」に区分されますが、区分によって各種の給付等に差異はありません。



私学共済HP
で確認

1. 加入者となる要件

●通常の加入者となる要件

1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、常時勤務に服している人の4分の3以上あること。

●短時間労働加入者となる要件

通常の加入者の要件を満たさない場合でも、下記(1)から(5)の要件を満たせば短時間労働加入者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- (2) 賃金の月額が8万8千円以上あること
- (3) 学生でないこと
- (4) 勤務する学校法人等の規模による基準(①又は②)を満たすこと
 - ① 学校法人等全体で70歳未満の加入者数が50人を超えていること
 - ② 労使の合意を得て学校法人等单位で短時間労働加入者を私学共済制度に適用させる旨の申し出を行ったこと

〔注1〕(2)の賃金の月額要件は令和8年10月から廃止される予定です。

〔注2〕(4)の学校法人等の規模要件は、今後、数回にわたり改正され、令和17年10月に撤廃される予定です。

2. 学校等の種別と加入者の種別

ほとんどの学校等は、短期給付(健康保険)と年金等給付の両方の適用を受け、それを甲種校といますが、学校等の中には短期給付(健康保険)のみの適用を受ける乙種校、年金等給付のみの適用を受ける丙種校があり、加入者は、学校等の種別によって、甲種加入者、乙種加入者、丙種加入者に種別されます。

3. 加入者等記号・番号

私学共済制度に加入すると、加入者等記号・番号(加入者番号といいます)を付番し、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」等に記載して通知します。所属する学校等を変更した場合は、新たに付番されます。加入者番号は、私学事業団への各種手続き書類への記入や、問い合わせの際に必要です。

【加入者等記号・番号の例】

県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番
13	- A	- 9999	- 99999	- 00

4. 基礎年金番号とマイナンバー

学校等が教職員を採用すると、学校等は加入者の情報を私学事業団に報告します。その際に、基礎年金番号とマイナンバーを必ず報告することになっています。基礎年金番号は、日本年金機構が付番し、その人の年金制度加入経歴を紐づける重要な番号です。また、マイナンバーは、マイナ保険証利用及び医療機関等でのオンライン資格確認や情報連携（届出書類等への添付書類省略等）に使用します。

5. 資格情報のお知らせ・資格確認書

私学事業団に登録された加入者やその被扶養者には、加入者番号などの登録内容が記載された資格情報のお知らせ又は資格確認書が交付されます。70歳から74歳の人には、さらに医療費の自己負担割合を表示した高齢受給者証が交付されます。記載内容を必ず確認してください。



私学共済HP
で確認

資格情報のお知らせは、マイナ保険証を持っている人が、私学事業団に登録された自分の情報を確認する証としてマイナ保険証と一緒に携行してください。資格確認書は、マイナ保険証を持っていない人に対し、希望により交付します。医療機関等で提示して保険診療を受ける際に使用してください。

6. 加入者資格証

年金等給付だけの適用を受ける丙種加入者には「加入者資格証」を交付します。加入者資格証を提示しても医療機関等で保険診療を受けることはできません。

標準報酬月額の設定と改定

標準報酬月額は、毎月の掛金等の額や、短期給付の額、将来の年金等給付額を算定する基礎となる大切なものです。

標準報酬月額は、加入者の基本給のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、超過勤務手当等）など勤務の対償として学校等が支給するもの（次項の賞与に当たるものは除きます）をすべて報酬として学校等から私学事業団に報告してもらい、標準となる報酬月額表に当てはめて等級及び月額を決定します。標準報酬月額は、加入者が資格取得をするときに決まりますが、毎年見直しが行われます（「定時決定」といいます）。また、固定給の変動や給与体系の変更を伴い報酬が大幅に変わったときも見直しが行われます（「随時改定」といいます）。



私学共済HP
で確認

標準賞与額の決定

勤務の対償として受ける賞与・ボーナス・期末手当など、名称は異なっても同一の性質を有しており、年間を通して支給回数が3回までのものは、賞与として学校等から報告されます。標準賞与額も掛金等の額及び年金等給付の算定基礎になります。

3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例（養育特例）

3歳未満の子を養育している間（産休・育休の掛金等免除期間は除きます）に、標準報酬月額が養育開始の前月（通常は出生月の前月）より下がった場合に、将来年金額を算定するにあたって養育開始の前月の標準報酬月額を保障する特例（以下「養育特例」といいます）があります。養育特例を受けるには、「養育期間標準報酬月額特例申請書」による申請が必要です。



私学共済HP
で確認

被扶養者になるには

加入者の3親等以内の親族で、主として加入者の収入によって生計を維持されている人を被扶養者として申請することができます。ただし、加入者より優先してその人を扶養する義務のある人がいる場合は認定できません。私学事業団で申請書類を審査し認定された人は、被扶養者として認定された日から、保険診療等の私学共済制度の給付を受けられるようになります。



被扶養者になれる人



被扶養者の申請をする

5日以内に手続きが必要です

●申請する時点

- 新たに加入者となった人に被扶養者の要件を備える人がいる場合
- 加入者に新たに被扶養者の要件を備える人が生じた場合

上記に該当する場合は、原則、その事実が生じた日が認定年月日となります。**事実が生じた日から5日以内**に学校等を通して私学事業団に「被扶養者認定申請書」及び必要書類を提出してください。5日を過ぎてなお、30日以内に認定の届け出がされないときは、その届け出を受けた日（消印により発信年月日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定年月日となります。

被扶養者の要件は、学校等から支給される扶養手当の条件や、税法上の扶養親族とは必ずしも一致するものではありません。

●主な確認事項

- 加入者との続柄及び被扶養者となる人の生年月日、収入等（表「被扶養者となれる収入要件」参照）
- 加入者が扶養義務者であること（加入者より優先して扶養する義務のある者はいるか）
- 日本に居住していること

●確認に必要なとなる証明書類等

原則、被扶養者となる要件を確認する証明書類等の添付が必要ですが、被扶養者認定申請書に記入されたマイナンバーにより、添付を省略できる場合があります。

表 被扶養者となれる収入要件

収入の内訳	19歳以上23歳未満	60歳未満	60歳以上
給与等の収入がある人 (給与等は、事業所得等及び老齢・退職・遺族の年金を含みます)	年収150万円未満 (月額125,000円未満) ※	年収130万円未満 (月額108,334円未満)	年収180万円未満 (月額150,000円未満)
障害の年金を受けている人 (上記の給与等の収入がある人を含みます)	年収180万円未満 (月額150,000円未満)		年収180万円未満 (月額150,000円未満)

※令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の人（配偶者は除く）については、年収130万円未満（月額108,334円未満）から年収150万円（月額125,000円未満）に改定されました。

被扶養者でなくなったとき

就職、収入の増加、死亡、別居などによって被扶養者の要件を欠いたときは、マイナ保険証、資格確認書を使った保険診療は受けられません。要件を欠いた日から5日以内に「被扶養者取消申請書」を、学校等を通して提出してください。

加入者資格を喪失するとき

学校等を退職した、死亡した、加入者となる要件を満たさなくなったなどの事由が生じたときは、加入者としての資格がなくなります。学校等から私学事業団に、事由が生じた日から5日以内に「資格喪失報告書」の提出が必要です。

資格喪失後の健康保険と年金制度への加入

1. 退職等した後の健康保険は、次のいずれかに加入することになります。

- (1) 国民健康保険に加入
- (2) 家族の被扶養者になる
- (3) 私学共済制度の**任意継続加入者**になる
- (4) 再就職先の健康保険に加入（退職後1日も空かず再就職）



私学共済HP
で確認

2. 退職等した後の年金制度への加入は、原則、次のとおりです。

- (1) 国民健康保険に加入する人で60歳未満の人→国民年金制度へ加入
- (2) 家族の被扶養者になる人で60歳未満の人→国民年金制度へ加入
- (3) 任意継続加入者になる人で60歳未満の人→国民年金制度へ加入
- (4) 再就職先の健康保険に加入→再就職先で厚生年金制度へ加入

任意継続加入者制度

加入者であった期間が退職の日まで引き続き1年と1日以上（過去の任意継続加入期間は含みません）あった人は、2年を限度（75歳に到達する人は75歳の誕生日の前日まで）として、私学共済制度の短期給付と福祉事業（貸付け・貯金などを除きます）を利用できる任意継続加入者になることができます。任意継続加入者になることを希望する場合は、退職等の日から20日以内に「任意継続加入者申出書」を私学事業団に提出してください。任意継続加入の掛金（保険料）は、**本人が直接、払込用紙等で私学事業団に納付することになります。**



私学共済HP
で確認

70歳以後の年金等給付の適用

在職中の加入者は、原則として70歳に達した日に年金等給付の適用から外れます。70歳以後は、短期掛金のみを加入者と学校等で折半負担して納付することになります。

75歳以後の短期給付の適用

75歳以上で日本国内に住所を有する人は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、在職中であっても、私学共済制度の短期給付の適用から外れます。75歳となった加入者の被扶養者も適用から外れることとなりますので、被扶養者は自分で国民健康保険に加入することになります。

掛金等のしくみ

掛金等には、毎月の報酬にかかる掛金等と、賞与等にかかる掛金等があります。

- 報酬分掛金等は、標準報酬月額に掛金等の率を乗じて算定します。
- 賞与分掛金等は、標準賞与額に掛金等の率を乗じて算定します。

報酬分掛金等、賞与分掛金等ともに、加入者（任意継続加入者は除きます）と学校等が折半負担することとなっています。ただし、産前産後休業期間及び、子が3歳に達するまでの育児休業期間中は、申し出により報酬分掛金等及び賞与分掛金等が免除されます。

任意継続加入者の掛金については、退職時の標準報酬月額に短期給付等掛金率を乗じた額となり、全額加入者負担となります。



掛金等とは

加入者と学校等が負担する掛金等の種類

●短期（福祉）掛金

健康保険料及び福祉事業分として納付する掛金（原則として75歳未満の加入者）

※令和8年4月分掛金等より子ども・子育て支援金分掛金を含みます。



掛金等の概要

●介護掛金

介護保険料として納付する掛金（原則として40歳以上65歳未満の加入者）



掛金等Q&A

●加入者保険料

厚生年金の保険料（原則として70歳未満の加入者）

●退職等年金給付掛金

退職等年金給付（新3階年金）の掛金（70歳未満の加入者のみ）

〔注〕原則として75歳以上の加入者には掛金等負担はありません。

加入者種別と掛金等率

掛金等の率は加入者種別によって異なります。



加入者種別
と掛金等率

加入者負担額の計算方法

加入者負担額は「標準報酬月額」・「標準賞与額」にそれぞれの掛金等の率を乗じた金額を折半します。折半した額に端数が生じた際は、学校等が加入者負担額を加入者の報酬から控除する場合は、折半した額の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします。

介護保険制度

私学事業団は、介護保険制度の事業費を賄うために、介護納付金にかかる掛金（介護分掛金）を、学校等及び第2号被保険者である加入者から徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納入することになっています。

この制度の実施主体（保険者）は市区町村です。介護保険制度を利用するには、被保険者が市区町村へ要介護認定を申請し、介護認定審査会による要介護認定を受けてください。手続き・内容等の詳細は、市区町村にお問い合わせください。

	介護保険法の対象者 (被保険者)	介護保険料の納付方法
第1号被保険者	65歳以上の加入者又は被扶養者	居住地の市区町村の依頼により年金から控除する又は個人が市区町村へ直接納付します。
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の加入者又は被扶養者	介護分掛金が短期給付分掛金等と併せて報酬及び賞与等から控除されます（任意継続加入者は任意継続掛金と併せて徴収します）。

[注] 住民登録上で外国へ転出した場合など適用除外となることがあります。

産休・育休中の掛金等免除

産前産後休業又は育児休業を取得したときは、申し出により報酬分掛金等及び賞与分掛金等が免除されます。



掛金等免除
にかかる
Q&A

病気やケガなどをしたときの 短期給付

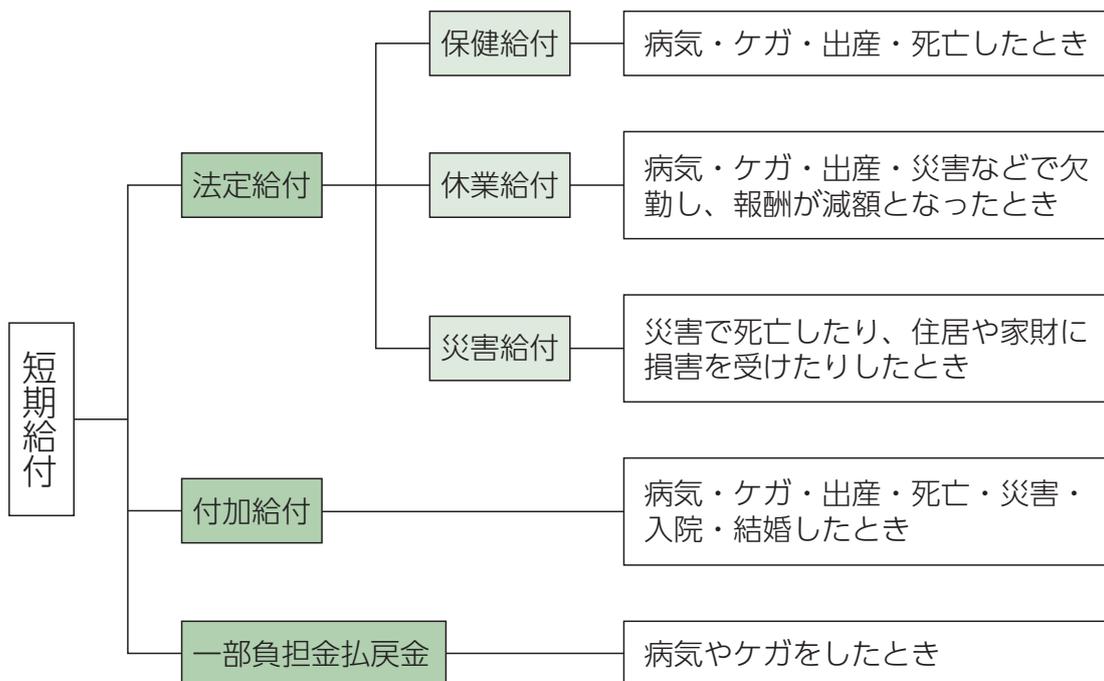
短期給付とは

短期給付は、法律で定める保健給付・休業給付・災害給付とこれらの法定給付を補足する付加給付及び一部負担金払戻金からなり、病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などに対して給付します。民間の企業に働く人が加入する「健康保険」に相当するものです。



私学共済HP
で確認

短期給付



加入者や被扶養者が病気やケガをしたとき

保険診療のしくみ

マイナ保険証等を保険医療機関の窓口に掲示して治療を受ける場合、保険診療扱いとなります。自己負担額は70歳未満の人は原則3割（義務教育就学前は2割）で、7割相当分は私学事



私学共済HP
で確認

業団が負担します。また、70歳以上の人は高齢受給者証に表示されている割合（2割又は3割）となります。なお、職務上や通勤災害、正常な妊娠や出産、健康診断や美容整形など、保険診療とならないものがありますのでご注意ください。

医療費負担の軽減

加入者や被扶養者が、保険診療において一定額以上の医療費を支払った場合には、高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費付加金などが支給されます。これらの給付は、受診から3～4か月後に自動払いを行っているため、私学事業団に申請書や領収書を提出する必要はありません。

ただし、市区町村の医療費助成を受けている場合は、私学事業団の負担軽減に対する給付は対象とならないことがありますので、市区町村の医療費助成を受け始めたときは、私学事業団への届け出が必要です。



私学共済HP
で確認

医療保険と介護保険の両方で自己負担があるとき

同一世帯（加入者及び被扶養者）で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、算定基準額（限度額）を超えたときに支給されます。自動払いではありませんので、該当する場合は請求手続きが必要です。



私学共済HP
で確認

入院したとき

加入者や被扶養者が引き続いて5日以上入院したとき、入院日数に応じて自動的に支給されます。



入院したとき

移送されたとき

医師が治療上、入院や転院が必要と認め、緊急やむを得ず寝台自動車などの交通機関を使用したときの費用が支給されます。



移送費・家族移送費

柔道整復師の治療費

骨折・捻挫などで柔道整復師（接骨師）の施術を受けるときは、療養費などの受領委任を申し出ている柔道整復師の施術に限り、一部の施術が保険診療扱いとなります。日常生活の疲れ、年齢からくる肩こりや筋肉疲労など、傷病でないもの又は慢性的なものについては、保険診療の対象外となるため、全額自己負担となります。



柔道整復師
の治療費

立て替え払いをしたとき（療養費・家族療養費）

やむを得ない事情によりマイナ保険証等を窓口で提示することができずに、一旦10割の治療費等を支払ったものについては、自己負担額の原則3割を除いた7割相当分を療養費・家族療養費として請求することができます。



治療費を自
費で支払っ
たら

治療用装具等の費用

医師が治療上必要であると認めて作成した治療用装具（コルセット・弾性ストッキング・小児弱視治療用眼鏡など）の費用は療養費・家族療養費として請求することができます。眼鏡・補聴器・車椅子など、治療ではなく生活の便宜を図るものは対象外となります。



治療用装具
等の費用

はり・きゅう・マッサージの治療費

はり・きゅうは、慢性的な疼痛を主症とする疾病（神経痛、リュウマチ等）、マッサージは、筋麻痺等の症状に対して、医師による適切な治療手段がなく、医師の同意によって施術を受けたときの費用は療養費・家族療養費として請求することができます。



はり・きゅう・マッサー
ジの治療費

交通事故などに遭ったとき

第三者加害行為

加入者や被扶養者が交通事故などで第三者（相手方）からケガをさせられた場合は、その事故が職務上や通勤途上の災害でなければ、原則的にマイナ保険証等を使って診療を受けることができます。しかし、この場合の診療費などは、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立替払いをすることになるため、後日、私学事業団から相手方（相手の加入している自賠責保険会社等）に請求することになります。医療機関等の診療前に必ず私学事業団へ連絡してください。手続きに必要な提出書類等を送付します。



交通事故などに遭った

短期給付で使用する受給者証や認定証など

短期給付では、医療機関等の窓口で提示することで、負担割合の確認や負担軽減ができる受給者証や認定証などを交付しています。

高齢受給者証

70歳以上の加入者や被扶養者の医療機関等窓口負担の割合（2割又は3割）を表示した証です。また、マイナ保険証を利用することで、高齢受給者証の提示が省略できます。



私学共済HP
で確認

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

高額な医療費（保険診療の自己負担）が見込まれるときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等の窓口で提示することにより、高額療養費相当額の窓口負担を軽減することができます。また、市区町村民税が非課税などの低所得者が「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、自己負担限度額や入院時の食事療養費等の標準負



私学共済HP
で確認

担額が一般の人より低額になります。

なお、マイナ保険証を利用することで、事前に限度額適用認定証の交付を受けることなく、高額療養費相当額の窓口負担を軽減することができます。

特定疾病療養受療証

人工透析等の特定疾病の治療にかかる医療費の自己負担限度額を10,000円（標準報酬月額等によっては20,000円）に引き下げたうえで、高額療養費相当分を私学事業団が直接医療機関等に支払うことで窓口負担を軽減する証です。



私学共済HP
で確認

短期
給付

結婚したとき

加入者（任意継続加入者を含みます）が結婚すると結婚手当金の給付を受けることができます。市区町村に婚姻の届け出をしない場合も対象となります。



結婚した

出産したとき

加入者や被扶養者が出産したときに、出産費等の給付を受けることができます。正常の出産に限らず、妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産などの異常分娩や母体保護法に基づく人工妊娠中絶でも給付を受けることができます。



出産する

死亡したとき

加入者や被扶養者が職務外の理由で死亡したときに埋葬料等の給付を受けることができます。



死亡した

休業して報酬が減額されたとき

傷病手当金

加入者が職務外の原因で病気やケガをしたために休業(欠勤)し、報酬が減額又は無給となったときは、連続した欠勤3日経過後の4日目から給付を受けることができます。



傷病手当金

出産手当金

加入者が出産のために休業(欠勤)し、報酬が減額又は無給となったときに給付を受けることができます。



出産手当金

休業手当金

加入者が被扶養者の病気やケガ・出産・災害・結婚・葬祭などで欠勤し、報酬が減額となったときに給付を受けることができます。なお、介護休業期間中及び小学校就学前の子の看護休業期間中は支給されません。



休業手当金

水害・地震・火災などの被害に遭ったとき

住居や家財に損害を受けたとき

加入者や被扶養者が水震火災その他の非常災害によって、住居又は家財に損害を受けた場合に、その損害の程度に応じて見舞金等の給付を受けることができます。



災害に遭った

非常災害で死亡したとき

加入者や被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときに弔慰金等の給付を受けることができます。

退職してからも受けられる短期給付

資格喪失後の給付

加入者期間などの要件があります。

- ・ 資格喪失後の出産費、資格喪失後の出産手当金
- ・ 資格喪失後の傷病手当金、資格喪失後の埋葬料



私学共済HP
で確認

任意継続加入者の給付

保険給付、災害給付、付加給付について、一部の給付を除き在職中であつたときと同様に受けることができます。



私学共済HP
で確認

短期
給付

医療費等にかかる情報提供

医療費のお知らせ

健康保険制度に対する理解と健康への関心を高め、医療費の適正化を図ることを目的として、受診した医療機関・医療費の額を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。また、医療費のお知らせは確定申告（医療費控除）の添付書類として使用できます。



「医療費の
お知らせ」
の送付

ジェネリック医薬品（後発医薬品）

医療制度改革の一環として、ジェネリック医薬品の利用促進が掲げられています。ジェネリック医薬品を活用することにより、受診者の自己負担額が減ると同時に、医療費も削減できます。医療費の適正化のため、ジェネリック医薬品をご活用ください。



ジェネリック
医薬品と
は

請求はお早めに！

時 効

短期給付の請求は、給付請求事由が生じた日の翌日から起算して2年以内
にしてください。これを過ぎると時効によって受給権が消滅します。

給付金の支払い

在職中の給付金は原則として学校等へ送金します。任意継続
加入者期間の給付は任意継続加入者宛てに直接送金します。



給付金の支
払い

退職後の生活を支える 年金等給付

公的年金のしくみ

公的年金制度は、下図のように「基礎年金制度」と「被用者年金制度」の二つに大きく分けることができます。

基礎年金制度（国民年金）は、1階部分として自営業者等の人のほか、民間会社員・公務員・私学教職員やこれらの被扶養配偶者も加入する全国民共通の制度です。

被用者年金制度（厚生年金保険）は、2階部分として民間会社員・公務員・私学教職員が加入する制度です。



厚生年金被保険者の種類と実施機関

対象者	厚生年金被保険者			
被保険者の種類	一般 厚年被保険者 (1号厚年)	国共済 厚年被保険者 (2号厚年)	地共済 厚年被保険者 (3号厚年)	私学共済 厚年被保険者 (4号厚年)
加入する人	民間会社員	国家公務員	地方公務員	私学教職員
実施機関※	日本年金機構	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	日本私立学校振興・共済事業団

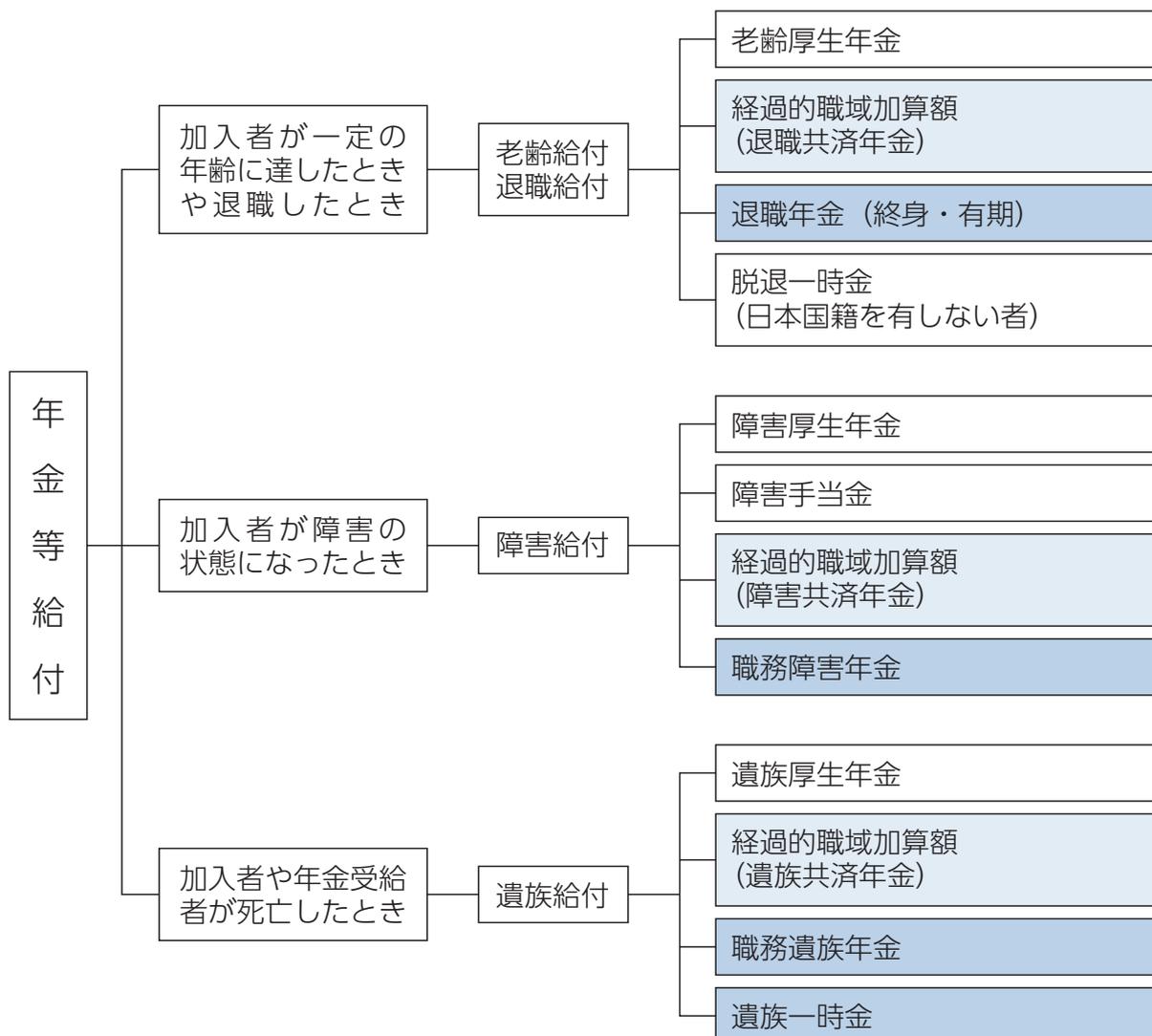
※年金を決定・支給する組織

国民年金被保険者の種類

第1号被保険者	日本在住で、第2号・第3号被保険者に該当しない人（20歳以上60歳未満に限る）
第2号被保険者	厚生年金被保険者（65歳未満に限る）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満に限る）

私学事業団が支給する年金等給付の種類

私学共済の年金等給付



私学教職員の年金には日本年金機構が支給する「国民年金（基礎年金）」のほか、私学事業団が支給する「厚生年金」「退職等年金給付」「経過的職域加算額（共済年金）」があります。

事由（年齢到達・退職、障害状態、死亡）に応じて、老齢給付・障害給付・遺族給付の3種類の給付を年金又は一時金として受けることができます。

3階	退職等年金給付／経過的職域加算額（共済年金）	} 私学事業団が支給
2階	厚生年金	
1階	国民年金（基礎年金）	} 日本年金機構が支給

老齢給付

1 老齢給付の受給要件

老齢給付とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。原則65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「退職等年金給付」「経過的職域加算額（平成27年9月までの期間がある人に限ります）」の合計4つの年金が受給できます。

〔注〕昭和36年4月1日以前に生まれた人は経過措置により支給開始年齢が異なります。



私学共済HP
で確認



支給開始年齢

年金等給付

	←平成27年9月までの期間分→		←平成27年10月以降の期間分→	
3階	経過的職域加算額 (旧共済年金の職域年金相当部分) 旧3階部分 <支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・平成27年9月以前に引き続き私学共済の加入期間が1年以上あること	退職等年金給付 新3階部分 <支給要件> ・引き続き私学共済の加入期間が1年以上あること ・私学共済の加入者でないこと		
2階	老齢厚生年金 (被用者年金)	<支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・厚生年金保険の加入期間が1年以上あること		
1階	老齢基礎年金 (国民年金)	<支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること		

2 年金額の計算方法

●老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は満額で831,700円（令和7年度）です。
未納期間がある人は加入月数に応じて年金額が計算されます。



私学共済HP
で確認

●老齢厚生年金（2階部分）

私学共済の被保険者期間（加入者期間）の月数と、その間の標準報酬月額及び標準賞与額に応じて算出されます。



私学共済HP
で確認

〈加給年金額〉

65歳時点で請求者の老齢厚生年金の算定期間が20年以上あり、一定の要件を満たす配偶者又は子がいる場合、加給年金額が加算されます。



私学共済HP
で確認

●経過的職域加算額（旧3階部分）

平成27年9月末日までの私学共済の被保険者期間（加入者期間）の月数と、その間の標準報酬月額及び標準賞与額に応じて算出されます。



私学共済HP
で確認

●退職等年金給付（新3階部分）

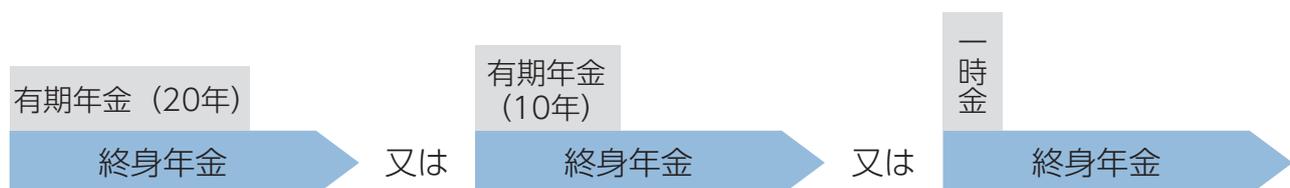
実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し年金額を算出します。



私学共済HP
で確認

〈受取方法〉

終身年金と有期年金に分かれており、有期年金の受取方法は原則20年ですが、受給権発生（退職）後6か月以内であれば、10年又は一時金も選択できます。



3 老齢給付の支給繰上げ／繰下げ

●支給繰上げ

60歳から支給開始年齢に達するまでの間、本人の希望により年金を繰り上げて請求することができます。ただし、支給される年金額は繰り上げる月数1か月当たり0.4%（※）の割合で減額され、生涯減額されたままの額となる等の制約があります。また、65歳から受給するすべての公的年金（老齢基礎年金、一般厚生年金、公務員共済厚生年金、私学共済厚生年金）の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。

※昭和37年4月1日以前生まれの人は、1か月当たりの減額率が0.5%です。



支給繰上げ
／繰下げ

●支給繰下げ

65歳からの老齢年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰り下げて受給することができます。この場合、支給される年金額は繰り下げる月数1か月当たり0.7%の割合で増額されます（加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対しての増額はありません）。繰下げは75歳まで（最高120月）です。また、すべての老齢厚生年金（一般、公務員共済、私学共済）を同時に繰り下げることが条件となります（老齢基礎年金は個別に繰下げできます）。

〔注〕退職等年金給付の支給繰上げ／繰下げについては、上記公的年金としくみが異なります。

4 請求手続き

●老齢厚生年金（老齢基礎年金・経過的職域加算額）

65歳に達する月の3か月前の月末にご自宅宛に請求書等を発送します。案内に従って提出してください。



私学共済HP
で確認

●退職等年金給付

65歳に達する月の3か月前の月末にご自宅宛に請求書等を発送します。65歳時に在職中の場合は、退職後にご自宅宛に請求書等を発送します。

障害給付

「障害厚生年金」は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に支給される年金です。加入者期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。また、傷病が初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、3級の障害よりやや程度の軽い障害の状態である場合には「障害手当金」が支給されます。

なお、障害等級が1級又は2級のときは、日本年金機構から国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。



障害給付の概要



障害等級表

1 障害厚生年金の受給要件

次のア、イ、ウすべてを満たすことが必要です。

- ア 加入者期間中に、傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」といいます）があること
- イ 初診日から起算して原則1年6か月経過した日（以下「障害認定日」といいます）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級の障害の状態にあること
- ウ 初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること



保険料納付要件

2 年金額

●障害基礎年金（令和7年度）

1級：1,039,625円 2級： 831,700円

〔注〕一定の要件を満たす子がいる場合、子の加算額が加算されます。



障害基礎年金

●障害厚生年金・経過的職域加算額等

障害の等級等に応じて計算されます。なお、障害手当金の金額（一時金）は、障害厚生年金3級相当額の2倍となります。



障害厚生年金



経過的職域加算額

3 請求手続き

私学事業団まで連絡してください。初診日や障害の状態等を確認し、必要な書類を送付します。



障害厚生年金の請求

遺族給付

遺族給付とは、在職中又は退職後に亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活を保障するために支給される年金です。

1 遺族厚生年金の受給要件と遺族の範囲

●受給要件（次のア～エのいずれかに該当した場合）

- ア 加入者が死亡したとき（※）
- イ 加入者期間中に初診日がある傷病により、退職後に当該初診日から5年以内に死亡したとき（※）
- ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
- エ 受給資格期間が25年以上である老齢厚生年金、退職共済年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上である人が死亡したとき

※ア及びイの場合は、保険料納付要件を満たしていること



私学共済HPで確認



保険料納付要件

●遺族の範囲と順位

遺族とは加入者又は加入者であった人の死亡の当時、その人と生計を共にし、かつ、恒常的収入が年額850万円（所得額では655万5千円）未満の人のうち、次の図に該当する人をいいます。遺族には優先順位があり、収入要件や年齢要件が定められています。

優先順位					
1		2		3	
夫	妻	子	父母	孫	祖父母

2 年金額

●遺族基礎年金

受給要件：一定の要件に該当する「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

遺族厚生年金を受給できる遺族の人は併せて受給できます。

年金額：831,700円（令和7年度）

〔注〕子のある配偶者の場合、子の加算額が加算されます。



私学共済HP
で確認

●遺族厚生年金・経過的職域加算額

原則として老齢厚生年金（報酬比例部分）と経過的職域加算額それぞれの額の4分の3（※）に相当する額になります。また、死亡した人の厚生年金保険の加入期間が合計20年以上で、請求する人が65歳未満の妻である場合には、中高齢寡婦加算額が加算されます。

※経過的職域加算額は、受給権の発生が令和7年10月1日以降の場合、段階的に引き下げられます。



経過的職域
加算

3 請求手続き

加入者又は元加入者が死亡したときは、私学事業団まで連絡してください。家族の状況等を確認し、必要な書類を送付します。

〔注〕年金制度改正により、遺族厚生年金の請求を行わないことで、自身の老齢厚生年金を繰下げ請求できる場合があります。



遺族厚生年
金の請求

日本国籍を有しない人に対する 脱退一時金

●脱退一時金（厚生年金保険）

厚生年金保険の被保険者期間（第1号～第4号厚生年金被保険者期間の合計）が6か月以上ある外国人で、年金を受けることができない人が、下記の要件に該当する場合に支給されます。

この脱退一時金の算定基礎となった被保険者期間は、厚生年金給付に関する規定の適用については、被保険者期間でなかったものとみなされます。

【支給要件】

次の1から6すべてを満たす人が請求したとき

- 1 日本国籍を有していないこと
- 2 日本国内に住所を有していないこと
- 3 厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上であること
- 4 老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていないこと
- 5 年金（障害手当金を含みます）を受ける権利を有したことがないこと
- 6 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年を経過していないこと（喪失日において日本国内に住所を有していた場合は、同日後に日本国内に初めて住所を有しなくなってから2年を経過していないこと）



私学共済HP
で確認

年金等
給付

〔注〕年金制度改正（令和7年6月20日公布）から4年以内に施行される政令により、再入国許可を受けた人が出国した場合は、脱退一時金の対象外となります。

【請求方法】

複数の年金の加入期間がある人の脱退一時金は、「取りまとめ実施機関」が決定し、支払を行いますので、「取りまとめ実施機関」に請求手続きを行ってください。



私学共済HP
で確認

取りまとめ実施機関

- ・国民年金の納付済期間等（※）が6か月未満の場合＝国民年金の脱退一時金がない場合→**最終加入経歴のある厚生年金実施機関**
- ・国民年金の納付済期間等（※）が6か月以上の場合＝国民年金の脱退一時

金がある場合→日本年金機構

※国民年金の脱退一時金は、国民年金第1号被保険者期間のみを対象としています。

●脱退一時金（退職等年金給付）

平成27年10月以降の加入者期間が引き続き1年以上ある外国人で、一定の要件に該当する場合に支給されます。

この脱退一時金の算定基礎となった加入者期間は、退職等年金給付に関する規定の適用については、加入者期間でなかったものとみなされます。脱退一時金（厚生年金給付）と同時請求が可能です。



私学共済HP
で確認

その他

1 離婚時における厚生年金の分割

年金の額は、年金制度に加入していたときの標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬等」といいます）を用いて算定します。離婚等をした場合には、婚姻期間中における厚生年金保険の標準報酬等を当事者間で分割し、年金額に反映できるしくみがあります。これを「離婚時の年金分割制度」といい、合意分割制度と3号分割制度があります。

分割請求の期限は、原則として、次の①～③のいずれかの事由に該当した日の翌日から起算して2年以内（※）です。

- ① 離婚したとき
- ② 婚姻の取消をしたとき
- ③ 事実婚にある人が国民年金第3号被保険者資格を喪失し、事実婚が解消したと認められるとき

※年金制度改正（令和7年6月20日公布）から1年以内に施行される政令により、「2年以内」から「5年以内」に改正されます。



私学共済HP
で確認

2 社会保障協定

国際化の進展に伴い、学校等から海外の学校や企業などへの派遣、海外の学校や企業などから日本への派遣といった人材交流が行われています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要があるため、日本の社会保障制度との保険料を二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受けるためには、一定の期間その国の年金制度に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。このような事態を解消するため、二国間で社会保障協定を締結しています。



私学共済HP
で確認

社会保障協定の主な目的

●二重加入の防止

「保険料の二重負担」を防止するため、加入すべき制度を二国間で調整します。

●年金加入期間の通算

年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくします。

3 在職中（厚生年金保険の被保険者等）の老齢厚生年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している人が在職中（厚生年金保険の被保険者等）である場合は、「年金+賃金」の額が一定の基準額を超えると、老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されます。

なお、二つ以上の実施機関の老齢厚生年金の受給がある場合は、二つ以上の年金を一つの年金とみなして支給停止の計算が行われ、各年金の停止額は按分により計算されます。



私学共済HP
で確認

4 併給調整

老齢、障害又は遺族といった給付事由の異なる年金の受給権を二つ以上取得した場合、原則としていずれか一つを受給し、他方の年金は支給が停止されるという「一人一年金の原則」があります。



私学共済HP
で確認

「ねんきん定期便」の送付

ねんきん定期便は年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

毎年誕生日（1日生まれは誕生日の前月）に、私学共済加入中の人には学校等宛てに送付しますので、学校等から受け取ってください。



私学共済HP
で確認

「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

1年以上引き続き私学共済の加入者期間を有する人を対象として、節目年齢（35・45・59歳）の誕生日に退職等年金給付掛金の払込実績に係る付与額と利息の合計額及び明細等の情報をお知らせします。私学共済加入中の人にはねんきん定期便に同封し学校等宛てに送付しますので、学校等から受け取ってください。

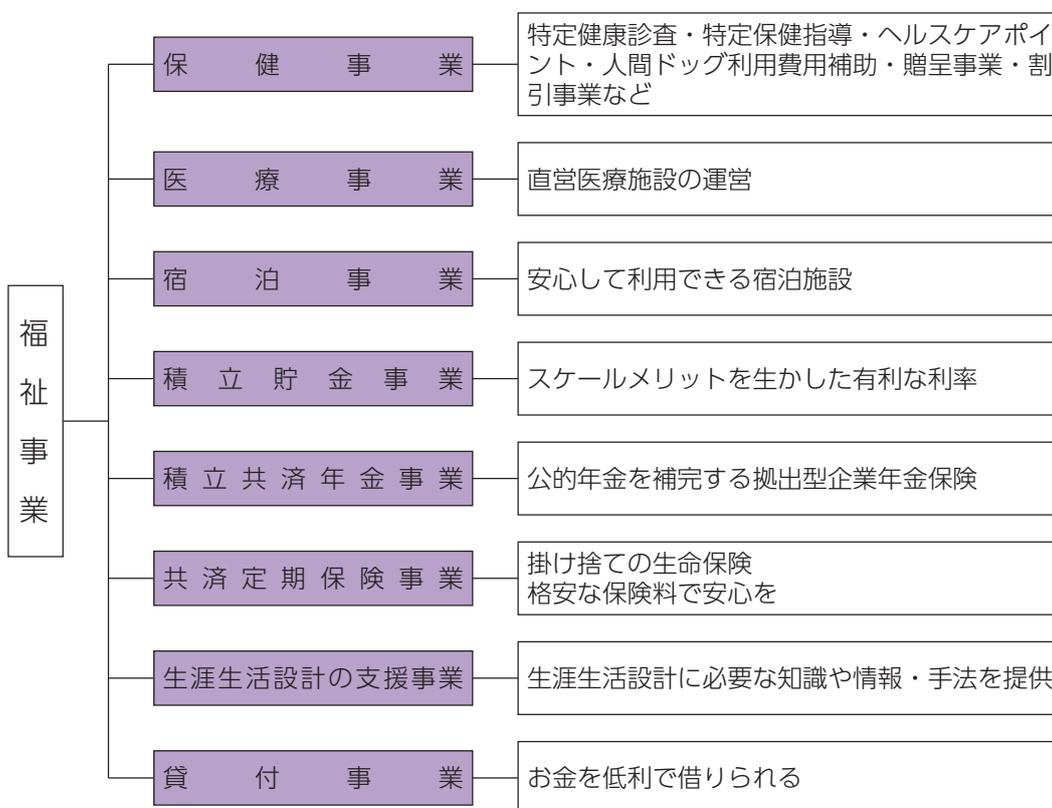


私学共済HP
で確認

日常生活をより豊かに、より健康に 福祉事業

福祉事業とは

保健事業・医療事業・宿泊事業・積立貯金事業・積立共済年金事業・共済定期保険事業・生涯生活設計支援事業・貸付事業を行っています。



保健事業

加入者（任意継続加入者を含みます）、被扶養者及び75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員の健康保持・増進及び日常生活の援助を目的としています。保健事業の一部を全国7ブロックにあるガーデンパレスの共済業務課で実施しています。



福祉事業一覧・保健事業とは・ブロックと担当課一覧

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導制度は医療制度改革の一環として、生活習慣病にかかっている人や発症リスクの高い人を減らすことにより、医療費の適正化を目指し、皆さんが安心して医療を受けることができる環境を守るための制度です。

「予防」に重点を置き、病気になる前に「生活習慣病になる危険性の高い人」を見つけ出し、元気に生活できるようサポートすることを主眼としています。その目安となるのがメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) (※)です。

※内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうち二つ以上を併せ持つ状態をいいます。この状態が続くと動脈硬化を促進し、心疾患や脳血管疾患等の重い生活習慣病に進行する危険性が高くなります。

●特定健康診査等実施計画

私学事業団等の医療保険者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年8月17日法律第80号)第19条において「特定健康診査等実施計画」を定め、公表することが義務付けられています。



特定健康診査
等実施計画

●特定健康診査

対象者

40歳(当該年度内に40歳になる人を含みます)から74歳の年齢の人のうち、当該実施年度の1年間を通して加入している人(年度途中で資格取得・喪失又は被扶養者認定・取り消し等の異動のない人)で、私学共済制度の短期給付の適用を受ける加入者(任意継続加入者を含みます)及びその被扶養者が対象となります。なお、実施年度中に75歳となる人については、75歳の誕生日前日までが対象となります。

健診の項目は特定健康診査・特定保健指導にかかるQ&A(Q1)を参照してください。



私学共済HP
で確認

特定健康診査の実施方法

①加入者

学校等が事業主健診として学校保健安全法等の法令に基づき、毎年実施している定期健康診断の結果データが、学校等経由で私学事業団に提出されることにより、特定健康診査を行ったものとして取り扱われます（健診に要する費用は学校等の負担となります）。

②被扶養者及び任意継続加入者とその被扶養者

毎年5月下旬、私学事業団から加入者の住所宛て及び任意継続加入者の住所宛てに「特定健康診査受診券」を送付します。私学事業団が委託する健診機関に予約し、マイナ保険証又は資格確認書及び受診券を提示のうえ受診してください（健診に要する費用は、私学事業団が負担しますので、自己負担はありません）。



特定健康診査の受診方法（特定健康診査元気ガイド）

[注意点]

- ①基本的な検査項目（医師が必要と判断し実施する詳細な健診の項目を含みます）以外の検査費用は自己負担となります。
- ②人間ドックを利用した場合は、その健診結果を私学事業団に提出することにより特定健康診査の実施に代えることができます。私学事業団の「人間ドック利用補助金」を申請する場合は、必ず健診結果及び「標準的な質問票」を併せて提出してください。

●特定保健指導

特定保健指導の内容

特定健康診査の結果から健康の保持に努める必要があると判断された人を対象に、医師等の専門家の支援により生活習慣を改善し、生活習慣病の発症を未然に防ぐための制度です。

①動機付け支援

医師、保健師、管理栄養士などによる面接・指導のもとに、行動計画を策定し生活習慣の改善のための動機付けに関する支援を行い、3か月以上経過後の実績評価を行います。

②積極的支援

動機付け支援の内容に加え、約3か月以上の継続的な支援を行います。また、当該計画の進捗状況に関する評価や継続支援終了後の実績評価を行います。

特定保健指導の利用方法

私学事業団から「特定保健指導利用券」を送付します。この券を使い、私学事業団が契約する指導機関で特定保健指導が受けられます（特定保健指導に要する費用は、原則として私学事業団が負担しますので、自己負担はありません）。



特定保健指導の利用方法（特定保健指導元気ガイド）

ヘルスケアポイント

健康増進などの取り組みを行っている対象者に対し、その行動ごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズや電子マネーなどの商品と交換できるしくみです。



対象者・利用方法（ヘルスケアポイント）

対象者

短期給付の適用を受ける30歳以上（当該年度中に30歳になる人を含みます）の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者

人間ドックの利用費補助

基準検査項目一覧表の検査をすべて実施する人間ドックを、自己負担にて受診し、健診施設に直接費用を支払った場合に、補助金を支給します。基準検査項目一覧表は、ホームページをご確認ください。

対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務する教職員

利用回数 年度内に1回

補助金額

人間ドック区分	補助率	補助上限額
日帰りの人間ドック（2日通院含む）	利用料金（消費税除く）の50%相当額	20,000円
1泊2日以上の間ドック		

健診施設

人間ドックを受ける健診施設について、指定はありません。直営の東京臨海病院健康医学センターの他に全国の健診施設と利用契約を結び、割引料金（一部の施設を除きます）で利用することができます。なお、契約施設以外

の健診施設を利用する際は、必ず基準検査項目をすべて検査できることを確認のうえ、受診してください。

[注意点] 以下の場合には補助の対象となりません。

- ・基準検査項目をすべて満たさない場合
- ・「特定健康診査受診券」を利用した場合
- ・学内の健康診断や教職員の健康管理等で利用した場合
- ・検診車で実施する人間ドックを利用した場合



請求方法及び基準検査項目一覧表



契約施設検索

郵送検診

手軽にご自身の健康管理に役立てるように、郵送にて五つのがん検査が受けられます。申込書は、「施設利用補助券等冊子」(別冊)に添付しています。

対象者

30歳以上の加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務する教職員

費用 1検査につき500円(容器代相当額)

受診回数 年度内に各1回



検査項目及び申込方法

出産祝品／長期療養者見舞品／災害見舞品

該当した加入者にカタログギフトを送付します。原則、カタログギフトの申し込み手続きは不要です(丙種加入者を除く)。



対象者及び丙種加入者の申込方法

永年勤続加入者直営施設利用優待券

私立学校に永年勤務し、その発展に貢献している加入者の労をねぎらうため、毎年5月下旬に私学事業団の直営施設の利用優待券を贈呈しています。



対象者及び利用方法

厚生施設/健康増進宿泊施設

厚生施設や一般の宿泊施設と契約し、利用料金や宿泊費の補助をしています。「厚生施設利用補助券」や「健康増進宿泊施設利用券」を利用することで、さらにお得に利用できます。

各種補助券は、「施設利用補助券等冊子」(別冊)に添付しています。



厚生施設



健康増進宿泊施設



契約施設検索

放送大学入学料割引

生涯学習の支援事業として、放送大学での学習を入学料半額割引でご案内します。「募集要項請求カード」に必要事項を記入し、私学事業団に送付していただくことで、放送大学から募集要項と出願用専用封筒を送付します。

請求期間については、私学共済ホームページでご確認ください。「募集要項請求カード」は、「施設利用補助券等冊子」(別冊)に添付しています。



申込方法及び請求期間

通信講座・通信研修の受講料割引

NHK学園の「通信講座」や産業能率大学の「通信研修」が割引料金で受講できます。

NHK学園の申込方法及び産業能率大学専用サイトは、「施設利用補助券等冊子」(別冊)をご覧ください。



申込方法・コース一覧

スポーツ施設

以下のスポーツ施設を契約料金で利用できます。

コナミスポーツクラブ、セントラルスポーツ、ルネサンス、ティップネス、スポーツクラブNAS、コ・ス・パ、FIT BASE24、ゴールドジム、メガロス、その他契約施設。

各スポーツクラブ専用サイト及び証明書は、「施設利用補助券等冊子」(別冊)をご覧ください。



各スポーツ施設利用方法



契約施設検索

旅行会社のパック旅行

JTB、日本旅行、近畿日本ツーリスト、東武トップツアーズ、HISのパック旅行について割引で購入できます（対象商品や支払い方法は限られています）。

HISの専用サイト及び特典予約専用ダイヤルについては、「施設利用補助券等冊子」（別冊）をご覧ください。



対象商品及び申込方法

各種割引

各種割引が受けられます。

ID・パスワード等は、「施設利用補助券等冊子」（別冊）をご覧ください。

百貨店・専門店・葬祭店検索



公演の入場券割引



日本棋院



レンタカー割引



東京臨海病院 健康増進・介護相談サービス

健康上の不安や家族を介護する上での悩みなどについて、ソーシャルワーカーが電話で直接お答えするホットラインです。プライバシーは厳守されますので、安心してご相談ください。通話料・相談料ともに無料です。

電話番号は、「施設利用補助券等冊子」（別冊）をご覧ください。



相談時間及び対象者

私学事業団健康相談ダイヤル (メンタルヘルス等相談サービス)

心身の健康全般（健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス）に関する不安や悩みなどについて、保健師・看護師等による24時間対応の電話相談サービス、及びストレス・メンタルヘルスに関して臨床心理士等が対応するカウンセリング（電話・Web及び面談）サービスです。プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

電話番号等は、「施設利用補助券等冊子」（別冊）をご覧ください。



利用方法及び相談費用

直営医療施設 東京臨海病院

直営の総合医療施設と健康医学センターを運営しています。

所在地 〒134-0086 東京都江戸川区臨海町1-4-2

TEL 03 (5605) 8811 (代表)

ホームページアドレス <https://www.tokyorinkai.jp/>

診療科 内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、リウマチ膠原病内科、内分泌代謝・糖尿病内科、腎臓内科、緩和ケア内科、精神科（メンタルクリニック）、小児科、外科、乳腺外科、救急科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、放射線治療科、麻酔科（ペインクリニック）、病理診断科、リハビリテーション科



私学共済HP
で確認

直営宿泊施設

私学事業団では、ホテル形式のガーデンパレスを8か所、宿泊所・保養所（しがくのやど）を8か所、運営しています。

これらの宿泊施設はどなたでもご利用できますが、私学共済の加入者・元加入者・年金者の人は、一般よりも安価な加入者料金でご利用いただけます。



私学共済HP
で確認

利用方法

①予約は各施設への電話申し込み、又はインターネットからお申込みください。私学共済ホームページ「しがくのやど」

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>

②施設に到着したら、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルに登録した健康保険証の画面（印刷した紙媒体も可）」「加入者資格証」「年金者福祉施設等利用証」「年金等給付加入者記録票」「福祉施設等利用証」「私学メンバーズカード」のいずれかを窓口に提示してください。

③加入者料金の適用となるのは、それぞれ次の利用に限ります。

- ・ 宿泊……………私学共済の加入者・元加入者・年金者及びその家族
- ・ 婚礼……………新郎・新婦又は新郎・新婦の父母のいずれかが私学共済の加入者・年金者
- ・ 会議・宴会…私学共済に加入している学校等と私学共済の加入者及び年金者

④宿泊所・保養所にはポイントが貯まると宿泊料金が割り引きとなるポイントカードがあります。

宿泊施設の相互利用

私学共済の加入者や年金者の福利厚生を目的として、文部科学省共済組合や公立学校共済組合などの共済組合が運営する宿泊施設を、私学共済の加入者や年金者が利用できるように宿泊施設の相互利用契約を締結しています。

私学メンバーズカード

私学メンバーズカード（クレジットカード）のご案内

私学メンバーズカードは、直営宿泊施設の永久利用証にカード会社との提携によるクレジット機能（JCB・VISA・MasterCardのいずれか）を搭載したクレジットカードです。



私学共済HP
で確認

入会資格

本会員は、私学共済の加入者（任意継続加入者を含みます）及び年金者。家族会員は本会員の配偶者。なお、退職後の入会申し込みは年金者になるまでできません。

生涯利用できる直営宿泊施設利用証の機能

利用資格を証明する書類を携帯しなくても、私学メンバーズカードを提示することで全国16か所の直営宿泊施設を利用できます。

年会費・特典

初年度の年会費は無料で、2年目以降の年会費は3,300円（税込み）です。年間30万円（税込み）以上のご利用で翌年度の年会費が無料になります。

ゴールドカードと同等の機能を持ち、海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円の付帯、空港ラウンジの無料利用などのカード特典があります。

私学メンバーズカード



積立貯金（年利0.35%） 令和7年4月1日現在

加入者の貯金を受け入れ、安全、有利な利率で運用しています。



私学共済HP
で確認

- 積立方法** ■ 定時 毎月の給与から
 ■ 臨時 賞与等（春・夏・冬期）から
- 半年複利** 毎年4月1日と10月1日に前日までの
 利息を元金に組入れ



申込期間	前期募集	4月26日～5月25日
	後期募集	9月26日～10月25日

学校事務担当者を経
由して期間内に

払戻・解約 毎月25日までに請求すれば翌月20日に学校等へ送金

〔注〕書類提出、積立金の払い込みの期限は各締切日私学事業団【必着】

積立共済年金（拠出型企業年金保険（Ⅱ））

掛金の払い込みは月払（2,000円から）、半年払、一時払の方法があり、加入者の金融機関口座から自動振替が可能です。



私学共済HP
で確認

- **税制適格コース** 個人年金保険料控除の対象
- **自由選択コース** 一般の生命保険料控除の対象

申込期間	前期募集	6月1日～6月30日	加入 (変更) 日	10月1日
	後期募集	11月1日～11月30日		翌年4月1日

共済定期保険

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金として還付されるしくみです（家族年金コース、医療保障コース及び学校加入コースのみ）。1年以上（保険料を2回以上振替）の加入により退職後も一定の年齢まで継続できます。



私学共済HP
で確認

■個人加入コース

家族年金コース（主契約）
├ 医療保障コース※
├ 医療費支援コース※
├ 3大疾病保障コース
└ 長期休業補償コース

■学校加入コース ※

学校等が保険料を負担することで、加入者が在職中に業務中・業務外を問わず死亡、高度障害になった時に保険金を遺族、加入者本人へ支払います。

申込期間	前期募集	6月1日～6月30日	加入 (変更) 日	10月1日 (※の新規加入のみ)
	後期募集	11月1日～11月30日		翌年4月1日 (新規・変更・脱退)

各制度詳細は私学事業団HP掲載のパンフレットを参照してください

貸付事業

加入者が毎日の生活の中で、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。

用途に合わせて、一般、教育、結婚、医療・介護、住宅、災害の6種類があります。

対象者は、加入者期間が引き続き1年以上ある人です。

（住宅貸付は年金加入期間が引き続き5年以上ある人が対象です。）

申し込みは所属学校を通して行い、貸付金の受け取りも所属学校からとなります。

加入者は所属学校の担当者に貸付申込書等を提出する前に、自分の収入に見合った申込金額であるかと、貸付金の完済までの返済方法を必ず確認し、



私学共済HP
で確認

しっかりと返済の見通しを立てておきましょう。

また、加入者が貸付金を確実に完済できると判断できた場合にのみ、所属学校の担当者は本事業団に申し込むことができます。なお、加入者が返済できない事態となった際は、所属学校法人の全加入者が貸付制限になることがあります。

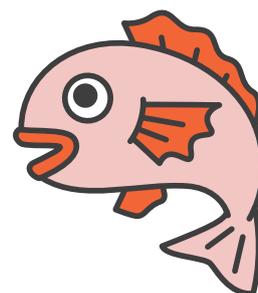
【かりたいポイント】

- 担保や保証人は必要ありません。
- 申し込み時や繰り上げ返済の手数料は不要です。
- 住宅貸付を申し込む人は、万が一に備えて、**団体信用生命保険**に加入できます。

【かえしたいポイント】

- 毎月の返済は給与からの控除（**定期償還**）となり、加入者が払い込みをする必要がありません。
- 償還途中に貸付金額の全部又は一部を繰り上げ返済すること（払込期間の短縮や利息支払いの軽減）ができます（**任意償還**）。
- 退職などで加入者資格を喪失したとき（任意継続加入者となった場合を含みます）は、貸付金残高や利息を一括で返済することとなります（**即時償還**）。

必要額以上の借入れは生活を圧迫する要因となりますので、返済できる範囲内で資金計画をたてましょう。



貸付制度キャラクター
かりタイくん

相談窓口をご利用ください

主な相談内容

- 加入者期間の照会、被扶養者の要件、年金に関する一般相談、「ねんきん定期便」「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」に関する照会、短期給付に関する一般相談、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の概要、様式用紙の請求
- 資格証明書（加入者・被扶養者）・年金加入期間確認通知書の交付
- 私学加入期間にかかる老齢年金の見込額の計算（50歳以上の本人、又は本人に委任された代理人に限ります）

〔注〕 在職中の年金支給額及び支給繰下げ請求の年金は試算できません。



相談窓口



様式用紙等
ダウンロード

利用日 月曜から金曜まで（祝日及び年末年始を除きます）

利用時間 9時～17時15分

利用上の注意

電話の場合は、加入者等記号・番号等をお手元にご用意ください。
来所の場合は、本人確認ができる書類を提示していただく必要があります。
文書の場合は、連絡先の住所・電話番号を必ず記載してください。

相談窓口	所在地	電話番号 様式用紙等の請求専用FAX
日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	☎03 (3813) 5321 (代表) FAX 03 (3813) 1081
札幌ガーデンパレス 共済業務課	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1	☎011 (222) 6234 (直通) FAX 011 (222) 6311
仙台ガーデンパレス 共済業務課	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	☎022 (299) 6231 (直通) FAX 022 (299) 6296
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13	☎052 (957) 1388 (直通) FAX 052 (957) 1387
大阪ガーデンパレス 共済業務課	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35	☎06 (6393) 9701 (直通) FAX 06 (6393) 9728
広島ガーデンパレス 共済業務課	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21	☎082 (262) 1134 (直通) FAX 082 (262) 1134
福岡ガーデンパレス 共済業務課	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15	☎092 (752) 0651 (直通) FAX 092 (713) 3581

こんなときはこんな手続きを！& 標準処理期間

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
被扶養者がいる	被扶養者の認定申請	資格確認書等を交付するまで2週間。なお、要件を備えた日から 5日以内 に申請してください。
	国民年金の種別変更・種別確認の届け出 (被扶養配偶者)	国民年金第3号被保険者の種別変更・種別確認は私学事業団へ
資格確認書をなくした・汚損した・発行したい	資格確認書の交付・再交付の申請	資格確認書等を交付・再交付するまで2週間
引っ越した	住所変更の届け出 (加入者・任意継続加入者)	確認通知書を送付するまで2週間。なお、資格確認書等は新たに交付されません。
	住所変更の届け出 (年金受給者)	確認通知書を送付するまで1か月間。なお、住民基本台帳ネットワークの情報により住所変更の確認ができた場合は、住民票の異動手続き後3～4か月で自動的に登録しますが、確認通知書は送付されません。登録までの間は旧住所宛てに郵便物を郵送することになりますので、最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きをお願いします。
	積立共済年金の住所変更の届け出	積立共済年金の住所変更は毎月25日締め切り
	共済定期保険の住所変更の届け出	共済定期保険の住所変更は随時受付
被扶養者が就職した・収入が増加した 同居要件の被扶養者と別居することになった	被扶養者の取消申請	資格確認書等（高齢受給者証等を含みます）は使用できませんので必ず返納してください。
	結婚した	結婚手当金の請求
結婚した	結婚手当金の請求	結婚手当金の送金まで1か月
	氏名変更の届け出(加入者)	氏名を変更した資格確認書等を交付するまで2週間

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
結婚した	氏名変更の届け出（年金受給者）	氏名を変更した年金証書を送付するまで1か月
	積立貯金の印鑑変更の届け出	積立貯金の印鑑変更は随時受付
	積立共済年金の振替口座（名義）変更の届け出	積立共済年金の振替口座（名義）変更は毎月25日締め切り。翌々月の振替から変更
	共済定期保険の振替口座（名義）変更の届け出	共済定期保険の振替口座（名義）変更は振替日（3月22日・9月22日）の前々月25日締め切り
	任意継続加入者の異動届け出	氏名変更後の資格確認書等を交付するまで2週間
	被扶養者の認定申請	資格確認書等を交付するまで2週間。要件を備えた日から5日以内に申請してください。
	国民年金の種別変更・種別確認の届け出	国民年金第3号被保険者種別変更・種別確認は私学事業団へ
赤ちゃんが生まれた	出産費・家族出産費の請求	出産費・家族出産費の送金まで1か月
	被扶養者の認定申請	資格確認書等を交付するまで2週間。出生日から5日以内に申請してください。
	養育特例（標準報酬月額特例）の申請	養育期間標準報酬月額特例確認連絡書を送付するまで2週間
産前産後休業をとって報酬が減額になった	出産手当金の請求	産前産後一括請求又は産前と産後に分けて請求してください。 出産手当金の送金まで1か月
産前産後休業又は育児休業を取った	掛金等免除の申し出	休業を開始したら申し出てください。
産前産後休業又は育児休業等終了後報酬が減額になった	産休・育休終了後の標準報酬月額改定の申し出	職場復帰後4か月目から標準報酬月額改定
病気やケガで休み、報酬が減額になった	傷病手当金の請求	暦月ごとに請求書を作成し提出してください。 傷病手当金の送金まで1か月
入院した	共済定期保険（医療保障コース・医療費支援コース）の入院給付金の請求	共済定期保険の入院給付金の送金まで2週間
診療費などを立て替え払いした	療養費の請求	療養費の送金まで1か月

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
海外で診療を受けた	療養費の請求	療養費の送金まで3か月
交通事故など第三者からケガをさせられ保険診療を受けた	私学事業団に連絡、損害賠償請求権の届け出	連絡を受け次第、損害賠償請求の関係書類一式を送付しますので、それらの書類で届け出てください。
入院や転院のため寝台自動車などを使った	移送費の請求	移送費の送金まで1か月
人間ドックを受けた	人間ドック利用補助金の請求	人間ドック利用補助金の送金まで1か月（繁忙期は2か月）
障害の状態になった	障害厚生年金の請求	障害厚生年金の年金額決定まで2か月 年金額を算出するために他の実施機関が保有する情報が必要な場合、さらに実施機関間での情報交換に要する日数がかかります。 初診日における加入制度により請求先が異なりますので、注意してください（P.110参照）。
高度障害の状態になった	共済定期保険（家族年金コース・3大疾病保障コース）の高度障害保険金の請求	共済定期保険の高度障害保険金は、一時金の送金又は年金の決定まで2週間（事前に所定の診断書による審査があります）。
	貸付けの団信制度加入者は私学事業団への連絡と保険事故発生の届け出	連絡を受け次第、団体信用生命保険申出書の関係書類一式を送付します。その書類に添付書類を添えて届け出てください。
年金を請求する年齢になった	老齢厚生年金の請求	老齢厚生年金の年金額決定まで2か月 支給年金額を算出するために他の実施機関が保有する情報が必要な場合、さらに実施機関間での情報交換に要する日数がかかります。
65歳になった	積立共済年金の積立満了に伴う給付金の請求	65歳に達したときは、在職中であっても積み立て（払い込み）満了となります。 保険会社より誕生月の2か月半前に、積共加入者の届け出住所宛てに給付金請求にかかる手続用紙などが直接送付されます。
	60歳未満の被扶養配偶者にかかる国民年金の種別変更の届け出	市区町村の国民年金担当窓口へ
65歳以上で退職した 退職後、65歳になった	退職年金の請求	退職年金（終身年金、有期年金）の年金額決定まで2か月

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
75歳になった	（被扶養者と加入者の住所が異なる場合） 後期高齢者医療制度への被扶養者の住所の届け出	住所届は私学事業団へ
	積立貯金の解約の請求	75歳に達したときは、特定教職員等となるため、解約の手続きが必要となります。 解約は、「積立貯金払戻・解約請求書」を75歳に達した日（75歳の誕生日前日）の属する月の25日に私学事業団へ提出（必着）で翌月20日に学校等の口座に送金
退職した	資格喪失の届け出	退職後、資格確認書等（高齢受給者証等を含みます）は使用できませんので必ず返納してください。
	任意継続加入者になる申し出	退職後20日以内に申し出 資格確認書等を交付するまで2週間
	家族の被扶養者になる	家族が加入している医療保険へ手続き
	国民健康保険に入る	市区町村の国民健康保険担当窓口へ
	国民年金の種別変更の届け出	市区町村の国民年金担当窓口へ
	貸付けの借入残額の償還	在職中に全部任意償還する場合 任意償還の申し出は毎月15日締め切り。同月内に送付される「貸付金（任意）償還通知書」によって償還
		退職後に全額即時償還する場合 資格喪失が確認された後に送付される「貸付金（即時）償還通知書」によって償還（あらかじめ退職時に償還額を学校等に預ける）
		償還額の全額の入金を確認後、貸付金完済証明書を送付
積立貯金の解約の請求	積立貯金の解約は、「積立貯金払戻・解約請求書」を毎月25日（必着）で翌月20日に学校等の口座に送金 マル優（非課税）の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」も提出してください。	

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
退職した	積立共済年金の脱退の申し出と給付金の請求（給付種類の選択）	積立共済年金の脱退の申し出と給付金の請求は毎月25日締め切りで、翌月末に脱退。一時金は同翌月末に送金（年金の支給は2・5・8・11月の20日） 退職（脱退）時一時払掛金払い込みを希望する場合は、退職（脱退）する月の前々月25日締め切り 任意継続加入者期間中は引き続き加入できません。
	共済定期保険（個人加入コース）の退職脱退の申し出	3月末まで又は9月末までに退職し、脱退を希望するときは保障開始日前までに退職脱退申出書を提出 *退職時に継続して1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）している人は、最長80歳まで申し出がない限り自動継続となります。 任意継続加入者期間中は引き続き加入できません。
	資格喪失の届け出（任意継続加入者含む）	資格確認書等（高齢受給者証等を含みます）は使用できませんので必ず返納してください。
	埋葬料の請求	埋葬料の送金まで1か月
加入者が亡くなった	遺族厚生年金の請求	遺族厚生年金の年金額決定まで2か月 年金額等を算出するために他の実施機関が保有する情報が必要な場合、さらに実施機関間での情報交換に要する日数がかかります。
	国民年金の種別変更の届け出（60歳未満の被扶養配偶者）	市区町村の国民年金担当窓口へ
	貸付けの団信制度加入者は私学事業団への連絡と保険事故発生の届け出	連絡を受け次第、団体信用生命保険申出書の関係書類一式を送付します。その書類に添付書類を添えて届け出てください。
	積立共済年金の脱退の申し出と遺族一時金又は遺族年金の請求	積立共済年金の遺族一時金又は遺族年金の請求は、随時受付で、死亡日が脱退日。一時金は手続き完了後、随時送金（年金の支給は2・5・8・11月の20日）
	共済定期保険（家族年金コース・医療保障コース・3大疾病保障コース）の死亡保険金の請求	共済定期保険の死亡保険金は、一時金の場合、送金まで2週間。年金の場合は、年金額決定まで2週間（年金の支給は2・5・8・11月の15日）

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

こんなとき	こんな手続きを！	標準処理期間（※）や注意点など
被扶養者が亡くなった	被扶養者の取消申請	被扶養者取消の確認通知書の送付まで2週間 資格確認書等（高齢受給者証等を含みます）は使用できませんので必ず返納してください。
	家族埋葬料の請求	家族埋葬料の送金まで1か月
	国民年金へ死亡の届け出	国民年金第3号被保険者の死亡届は私学事業団へ
	共済定期保険の家族年金コース・医療保障コース・3大疾病保障コースの死亡保険金の請求	共済定期保険の死亡保険金（一時金）の送金まで2週間
災害にあい、住居・家財に損害を受けた	災害見舞金・災害見舞金付加金の請求	災害見舞金・災害見舞金付加金の送金まで1か月
災害により死亡した	弔慰金・家族弔慰金の請求	弔慰金・家族弔慰金の送金まで1か月
証明書が欲しい	資格証明書の交付の請求（他の健康保険・国民年金加入手続時等）	資格証明書の送付まで1週間（共済事業本部又は各ガーデンパレス共済業務課に来所の場合、即時交付）
	短期給付の種々の給付に関する証明書の交付の請求	短期給付の給付証明書等は確認後交付
	積立貯金残高証明書の請求	積立貯金残高証明書の送付まで2週間
資金が必要	一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、災害貸付、医療・介護貸付の申し込み	前月16日～当月15日（必着）までに申し込みを受け付けたものは翌月2日学校等の口座等に送金 * 当月16日～末日（必着）までに申し込みを受け付けたもので、22日送金を申込時に希望したものは翌月22日に学校等の口座等に送金 * 22日送金を希望する場合には、「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」に○印が必要

※各項目の標準処理期間は、郵送期間を除いた、書類不備がない場合のおおよその目安です。

東京臨海病院

東京臨海病院は、私学事業団直営の医療施設として、加入者等の診療に加え、地域医療の向上に積極的に参加し、患者中心の高度で適切な医療を提供しています。また、病気の早期発見及び予防を目的とした最新設備と専門医による総合健診を行う健康医学センターを併設しています。

診療科

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、リウマチ膠原病内科、内分泌代謝・糖尿病内科、腎臓内科、緩和ケア内科、メンタルクリニック、小児科、外科、乳腺外科、救急科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、放射線治療科、麻酔科（ペインクリニック）、病理診断科、リハビリテーション科

受付時間

初診・再診	8時～11時
再診（予約のみ）	13時～16時
土曜日（第2・4）	8時～10時30分

休診日

第1・3・5土曜、日曜、祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）



脳卒中センター、脊椎脊髄・人工関節センター、直腸肛門病センター等各種センターを開設しており、がん診療にも力を入れています。



東京臨海病院

健康医学センター

人間ドック（日帰り）、脳ドック、定期健康診断、その他オプション検査、郵送検診、特定健康診査、特定保健指導を実施しています。

割引後金額（税込み）

人間ドック	脳ドック	シニア健診
41,800円	52,800円	29,040円

健康医学センター

お問い合わせ先	☎03(5605)8822
予約	☎03(5605)8817
月曜～金曜	9時～16時30分
土曜（第2・4）	9時～12時



東京臨海病院は(公財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価認定病院」です。

〒134-0086 東京都江戸川区臨海町1-4-2 ☎03(5605)8811(代表)

<https://www.tokyorinkai.jp/>





加入者のための 私学共済ブック

令和8年1月1日発行

編集 日本私立学校振興・共済事業団
発行 共済事業本部

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

非売品 転売を禁ずる

地球の環境を守るため、この冊子は再生紙で作られています。